

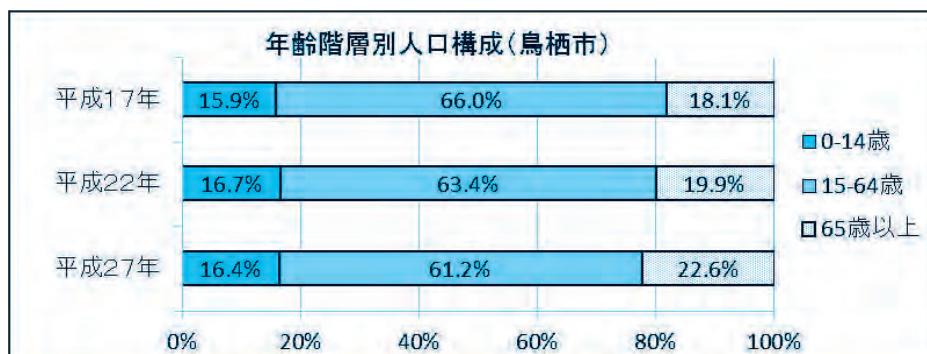
第2章 計画策定の背景と課題

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口動態の変化

国勢調査による鳥栖市の人口は、平成17年から平成27年までの10年間で、64,723人から72,902人と8,179人増加しています。

年齢階層別に人口を見ると、15歳未満の子どもの割合は、平成17年の15.9%、平成22年の16.7%、平成27年の16.4%とほぼ横ばいです。15歳以上65歳未満の人口の割合は、平成17年の66.0%、平成22年の63.4%、平成27年度の61.2%と減少しており、65歳以上の高齢者の割合は、平成17年の18.0%から平成27年の22.6%へと上昇し続けています。



資料：国勢調査結果から作成

(2) 家族形態・生活形態の多様化

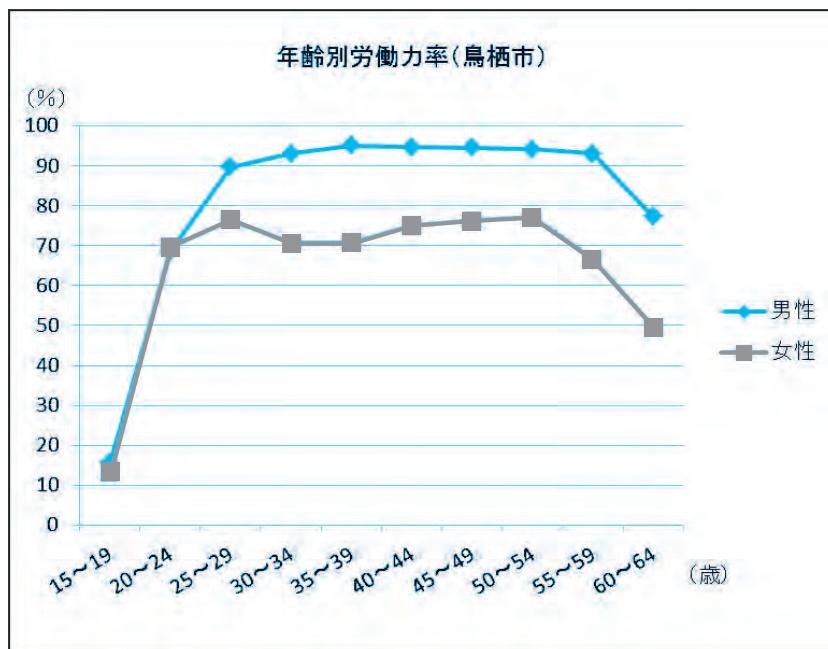
平成27年の国勢調査によると、鳥栖市の総世帯数は27,630世帯となり、調査のたびに増加を続けています。人口は、平成17年から10年間で、12.6%増えており、世帯数も21.1%増加しています。1世帯当たりの人数を見ると、平成17年に2.8人であったものが平成27年には2.6人となり、単身世帯、夫婦のみの世帯やひとり親世帯の増加が見られる等、家族形態が多様化しています。また、働き方や個人の価値観、ライフスタイル等の生活形態も時代の変化とともに多様化しています。



資料：国勢調査結果から作成

(3) 就業構造の状況

平成27年の労働力率※1を男女別に見ると、男性は、20歳代半ばから50歳代後半まで、約90%の高い割合の人が働いており、グラフの形は台形になります。女性は、30歳代に入ると働く人の割合が減少し、40歳代にかけて再び上昇するM字型の曲線になります。これは結婚・出産で就業を一時的に中断し、子育てが終わった時点で復職又は再就職をするという、女性の働き方の特徴を表しています。



資料：国勢調査結果から作成

※1 労働力率

15歳以上の人⼝に占める労働⼒人口（就業者+完全失業者）の割合を指します。就業者には休業中の人も含まれています。

2 これまでの取組

鳥栖市は、平成15年度に「鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進してきました。

計画は10年計画とし、平成19年度に見直しを行い、翌年からの後期行動計画を策定しました。また、平成24年度には、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定しました。計画で設定した取組に対し、副市長を会長とする男女共同参画行政推進会議や、市民の委員等で構成された男女共同参画懇話会において、計画に基づく総合的な施策の推進と評価、改善に努めています。

平成28年度には、次年度の「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の策定に伴い、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施し、市民意識の変化や、男女共同参画の実態や課題について調査・分析を行いました。

3 新たな課題

「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」で設定した事業については、概ね計画どおりに実施することができました。

平成28年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」によると、男女共同参画の進捗度を測る基本的な指標とされる「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという性別役割分担意識を否定する『反対派』の比率」に関して、内閣府の全国調査を上回る結果が見られており、意識の醸成が進んでいると考えられます。しかし他方では、「男女にはそれぞれ役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方については『賛成派』の比率が多い等、性別役割分担意識からの脱却が果たされていないことを示す結果も見られました。

今回の計画策定にあたっては、男女共同参画に関する啓発・理解促進の取組は継続的に進めていくとともに、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されたことを踏まえ、男女平等な立場で仕事と家庭を両立させ、女性が十分に能力を発揮し活躍できるような環境整備に向けた取組を進めていくことが求められています。

また、平成23年に発生した東日本大震災、そして、平成28年の熊本地震の発生により、防災対策における女性の視点が必要であることが明らかになりました。

4 計画の重点課題

これまでの本市の取組と新たな課題を踏まえて、「第2次男女共同参画行動計画（後期計画）」では、以下の取組について重点的に推進します。

（1）男女の人権の尊重

●男女共同参画社会を形成するためには、男女が個人として尊重され、性別を理由に差別を受けないことが基本になります。今後とも市が実施する施策においては、人権の尊重を重視します。

⇒**基本目標1・主要施策1 「男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進」**

（2）男女共同参画社会の理解の促進

●男女共同参画の用語や取組の認知度は低く、考え方が十分理解されていません。さらに分かりやすく伝え、多くの人の協力を得られるよう取組を進めます。

⇒**基本目標1・主要施策2 「男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実」**

(3) 女性や高齢者の社会参画による地域の活性化

- 高齢化社会の進行や生活形態が多様化する中で、女性や高齢者の能力を発揮する機会を創出することが、今後の社会の活性化につながります。
⇒**基本目標3・主要施策1 「個人の自立を支える環境整備」**
基本目標3・主要施策3 「生涯を通じた健康づくりの推進」

(4) 市民活動団体や事業所等との協働の推進

- 男女共同参画の考え方を地域や職場に浸透させるために、市民活動団体や事業所等と連携し、協力しながら進めていくことが必要です。
⇒**基本目標1・主要施策2 「男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実」**
基本目標2・主要施策2 「男女が働きやすい労働環境の整備」

(5) 配偶者等に対する暴力の根絶

- 男女間の暴力、特に女性に対する暴力は、人権を侵害する犯罪であり、絶対に許すことのできない行為です。男女共同参画社会の形成を根本から揺るがすもので、今後とも重点的に取り組む必要があります。
⇒**基本目標5・主要施策1 「DV被害を防止する啓発推進」**
基本目標5・主要施策2 「相談体制の充実」

(6) 防災における男女共同参画

- 防災分野への女性の参画を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違いに十分配慮すること等、防災における男女共同参画の推進を図ります。
⇒**基本目標2・主要施策1 「政策・方針決定過程での男女共同参画の推進」**

(7) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持つて健康で豊かな生活ができる社会の実現が必要です。
⇒**基本目標4・主要施策1 「仕事と生活の調和を図る環境の整備」**

(8) 女性の活躍の推進

- 高齢化社会が進行し、将来、人口減少社会を迎えていく中、女性の能力の活用は、新たな労働力を確保するという視点だけでなく、女性の視点、発想を生かした新たな経済活動を作り出す観点でも重要です。
⇒**基本目標4・主要施策2 「女性活躍推進のための環境整備」**